

2023年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{*1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

*1 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「[重要なお知らせ](#)」をご覧ください。

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{*2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

*2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 *太字は前回公表（2023/1/25）からの追加事項

- (1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{*3}から2022年10月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を5か月間延長
- ・2022年11月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を4か月間延長
- ・2022年12月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2023年1月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2023年2月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**3か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2023年3月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を2か月間延長
- ・2023年4月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を2か月間延長
- ・2023年5月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を1か月間延長
- ・2023年6月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を1か月間延長

②電気料金

- ・2020年2月^{*3}から2022年10月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を5か月間延長
- ・2022年11月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を4か月間延長
- ・2022年12月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2023年1月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2023年2月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**3か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2023年3月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を2か月間延長
- ・2023年4月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を2か月間延長
- ・2023年5月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を1か月間延長
- ・2023年6月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を1か月間延長

既に支払い期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に変更いたします。

なお、支払期限日経過後にお支払いいただく際には、延滞利息を申し受けます。

*3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。

*4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

*5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

3. 特別措置の申込方法

お電話でお申し込みいただきますようお願い申し上げます。(申込期日：2023 年 3 月 31 日)

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP 電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

報道機関のお問い合わせ先

東京ガス（株）広報部報道グループ 担当：小吹・塩澤

電話 03-5400-7675

2023年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{*1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

^{*1} 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「[重要なお知らせ](#)」をご覧ください。

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{*2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

^{*2} 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 ***太字は前回公表（2022/12/23）からの追加事項**

- (1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{*3}から2022年9月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を5か月間延長
- ・2022年10月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2022年11月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年12月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2023年1月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2023年2月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{*3}から2022年9月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を5か月間延長
- ・2022年10月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2022年11月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年12月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2023年1月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2023年2月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**1か月間延長**

なお、支払期限日の延長^{*6}は、最大5か月としており、検針分によっては支払期限日を迎えるガス・電気料金が発生いたします。支払期限日経過後にお支払いいただく際には、延滞利息を申し受けます。

^{*3} 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。

^{*4} ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

^{*5} 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

^{*6} 既に支払い期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に変更いたします。

3. 特別措置の申込方法

お電話でお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP 電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

2022年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{*1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

*1 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「[重要なお知らせ](#)」をご覧ください。

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{*2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

*2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 *太字は前回公表(2022/11/28)からの追加事項

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{*3}から2022年8月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を5か月間延長
- ・2022年9月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2022年10月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年11月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年12月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2023年1月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{*3}から2022年8月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を5か月間延長
- ・2022年9月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2022年10月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年11月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年12月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2023年1月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**1か月間延長**

なお、支払期限日の延長^{*6}は、最大5か月としており、検針分によっては支払期限日を迎えるガス・電気料金が発生いたします。支払期限日経過後にお支払いいただく際には、延滞利息を申し受けます。

*3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。

*4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

*5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

*6 既に支払い期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に変更いたします。

3. 特別措置の申込方法

お電話でお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP 電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

報道機関のお問い合わせ先

東京ガス（株）広報部報道グループ 担当：小吹・塩澤

電話 03-5400-7675

2022年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{*1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

^{*1} 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「[重要なお知らせ](#)」をご覧ください。

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{*2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

^{*2} 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 ***太字は前回公表（2022/10/26）からの追加事項**

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{*3}から2022年7月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を5か月間延長
- ・2022年8月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2022年9月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年10月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年11月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2022年12月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{*3}から2022年7月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を5か月間延長
- ・2022年8月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2022年9月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年10月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年11月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2022年12月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**1か月間延長**

なお、支払期限日の延長^{*6}は、最大5か月としており、検針分によっては支払期限日を迎えるガス・電気料金が発生いたします。支払期限日経過後にお支払いいただく際には、延滞利息を申し受けます。

^{*3} 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。

^{*4} ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

^{*5} 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

^{*6} 既に支払い期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に変更いたします。

3. 特別措置の申込方法

お電話でお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP 電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

報道機関のお問い合わせ先

東京ガス（株）広報部報道グループ 担当：小吹・塩澤

電話 03-5400-7675

2022年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{*1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

^{*1} 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「[重要なお知らせ](#)」をご覧ください。

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{*2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

^{*2} 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 ***太字は前回公表（2022/9/30）からの追加事項**

- (1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{*3}から2022年6月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を5か月間延長
- ・2022年7月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2022年8月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年9月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年10月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2022年11月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{*3}から2022年6月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を5か月間延長
- ・2022年7月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2022年8月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年9月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年10月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2022年11月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**1か月間延長**

なお、支払期限日の延長^{*6}は、最大5か月としており、検針分によっては支払期限日を迎えるガス・電気料金が発生いたします。支払期限日経過後にお支払いいただく際には、延滞利息を申し受けます。

^{*3} 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。

^{*4} ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

^{*5} 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

^{*6} 既に支払い期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に変更いたします。

3. 特別措置の申込方法

お電話でお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP 電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

報道機関のお問い合わせ先

東京ガス（株）広報部報道グループ 担当：小吹・塩澤

電話 03-5400-7675

2022年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{*1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

*1 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「[重要なお知らせ](#)」をご覧ください。

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{*2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

*2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 ***太字は前回公表（2022/8/26）からの追加事項**

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{*3}から2022年5月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を5か月間延長
- ・2022年6月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2022年7月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年8月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年9月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2022年10月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{*3}から2022年5月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を5か月間延長
- ・2022年6月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2022年7月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年8月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年9月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2022年10月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**1か月間延長**

なお、支払期限日の延長^{*6}は、最大5か月としており、検針分によっては支払期限日を迎えるガス・電気料金が発生いたします。支払期限日経過後にお支払いいただく際には、延滞利息を申し受けます。

*3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。

*4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

*5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

*6 既に支払い期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に変更いたします。

3. 特別措置の申込方法

お電話でお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP 電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

報道機関のお問い合わせ先

東京ガス（株）広報部報道グループ 担当：小吹・塩澤

電話 03-5400-7675

2022年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{*1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

^{*1} 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「[重要なお知らせ](#)」をご覧ください。

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{*2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

^{*2} 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 ***太字は前回公表（2022/7/27）からの追加事項**

- (1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{*3}から2022年4月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を5か月間延長
- ・2022年5月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2022年6月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年7月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年8月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2022年9月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{*3}から2022年4月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を5か月間延長
- ・2022年5月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2022年6月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年7月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年8月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2022年9月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**1か月間延長**

なお、支払期限日の延長^{*6}は、最大5か月としており、検針分によっては支払期限日を迎えるガス・電気料金が発生いたします。支払期限日経過後にお支払いいただく際には、延滞利息を申し受けます。

^{*3} 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。

^{*4} ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

^{*5} 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

^{*6} 既に支払い期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に変更いたします。

3. 特別措置の申込方法

お電話でお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP 電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

報道機関のお問い合わせ先

東京ガス（株）広報部報道グループ 担当：小吹・塩澤

電話 03-5400-7675

2022年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{*1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

*1 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「[重要なお知らせ](#)」をご覧ください。

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{*2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

*2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 *太字は前回公表（2022/6/24）からの追加事項

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{*3}から2022年3月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を5か月間延長
- ・2022年4月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2022年5月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年6月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年7月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2022年8月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{*3}から2022年3月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を5か月間延長
- ・2022年4月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2022年5月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年6月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年7月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2022年8月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**1か月間延長**

なお、支払期限日の延長^{*6}は、最大5か月としており、検針分によっては支払期限日を迎えるガス・電気料金が発生いたします。支払期限日経過後にお支払いいただく際には、延滞利息を申し受けます。

*3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。

*4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

*5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

*6 既に支払い期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に変更いたします。

3. 特別措置の申込方法

お電話^{*7}でお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP 電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

報道機関のお問い合わせ先

東京ガス（株）広報部報道グループ 担当：小吹・塩澤

電話 03-5400-7675

2022年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{*1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

*1 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「[重要なお知らせ](#)」をご覧ください。

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{*2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

*2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 ***太字は前回公表（2022/5/30）からの追加事項**

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{*3}から2022年2月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を5か月間延長
- ・2022年3月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2022年4月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年5月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年6月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2022年7月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{*3}から2022年2月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を5か月間延長
- ・2022年3月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2022年4月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年5月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年6月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2022年7月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**1か月間延長**

なお、支払期限日の延長^{*6}は、最大5か月としており、検針分によっては支払期限日を迎えるガス・電気料金が発生いたします。支払期限日経過後にお支払いいただく際には、延滞利息を申し受けます。

*3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。

*4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

*5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

*6 既に支払い期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に変更いたします。

3. 特別措置の申込方法

お電話^{*7}でお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP 電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

*7 インターネットでの受付は、2022 年 4 月 28 日をもって終了いたします。

報道機関のお問い合わせ先

東京ガス（株）広報部報道グループ 担当：小吹・塩澤
電話 03-5400-7675

2022年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{*1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

*1 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「[重要なお知らせ](#)」をご覧ください。

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{*2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

*2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 *太字は前回公表（2022/4/27）からの追加事項

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{*3}から2022年1月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を5か月間延長
- ・2022年2月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2022年3月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年4月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年5月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2022年6月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{*3}から2022年1月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を5か月間延長
- ・2022年2月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2022年3月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年4月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年5月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2022年6月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**1か月間延長**

なお、支払期限日の延長^{*6}は、最大5か月としており、検針分によっては支払期限日を迎えるガス・電気料金が発生いたします。支払期限日経過後にお支払いいただく際には、延滞利息を申し受けます。

*3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。

*4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

*5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

*6 既に支払い期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に変更いたします。

3. 特別措置の申込方法

お電話^{*7}でお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP 電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

*7 インターネットでの受付は、2022 年 4 月 28 日をもって終了いたします。

報道機関のお問い合わせ先

東京ガス（株）広報部報道グループ 担当：小吹・塩澤

電話 03-5400-7675

2022年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{*1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

^{*1} 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「[重要なお知らせ](#)」をご覧ください。

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{*2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

^{*2} 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 ***太字は前回公表（2022/3/22）からの追加事項**

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{*3}から2021年12月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を5か月間延長
- ・2022年1月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2022年2月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年3月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年4月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2022年5月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{*3}から2021年12月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を5か月間延長
- ・2022年1月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2022年2月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年3月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年4月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2022年5月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**1か月間延長**

なお、支払期限日の延長^{*6}は、最大5か月としており、検針分によっては支払期限日を迎えるガス・電気料金が発生いたします。支払期限日経過後にお支払いいただく際には、延滞利息を申し受けます。

^{*3} 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。

^{*4} ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

^{*5} 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

^{*6} 既に支払い期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に変更いたします。

3. 特別措置の申込方法

お電話^{*7}でお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP 電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

*7 インターネットでの受付は、2022 年 4 月 28 日をもって終了いたします。

2022年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{*1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

なお、今回の対応にあたり、3月15日、経済産業大臣に「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、本日、認可を受けました。

^{*1} 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「[重要なお知らせ](#)」をご覧ください。

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{*2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

^{*2} 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 ***太字は前回公表（2022/2/25）からの追加事項**

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・ 2020年2月^{*3}から2021年11月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を5か月間延長
- ・ 2021年12月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・ 2022年1月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・ 2022年2月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・ 2022年3月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・ 2022年4月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**1か月間延長**

②電気料金

- ・ 2020年2月^{*3}から2021年11月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を5か月間延長
- ・ 2021年12月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・ 2022年1月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・ 2022年2月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・ 2022年3月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・ 2022年4月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**1か月間延長**

(2) 託送供給依頼者への対応

- ・ 2020年2月^{*3}から2021年11月検針分の託送供給料金の支払期限を5か月間延長
- ・ 2021年12月検針分の託送供給料金の支払期限を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・ 2022年1月検針分の託送供給料金の支払期限を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・ 2022年2月検針分の託送供給料金の支払期限を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・ 2022年3月検針分の託送供給料金の支払期限を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・ 2022年4月検針分の託送供給料金の支払期限を**1か月間延長**

なお、支払期限日の延長は、最大5か月としており、検針分によっては支払期限日を迎えるガス・電気料金が発生いたします。支払期限日経過後にお支払いいただく際には、延滞利息を申し受けます。

- *3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。
- *4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- *5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- *6 既に支払い期限の延長をお申込みいただいたお客さま・託送供給依頼者は、自動的に変更いたします。

3. 特別措置の申込方法

特別措置のご相談、お申込みについては、専用WEB受付からお手続きいただきますようお願い申し上げます。

また、WEBでのお申込みができないお客さまにおかれましては、お電話でのお申込みも可能です。なお、電話が繋がりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（1）WEBでのお申込み

[「新型コロナウイルスに伴うガスならびに電気料金特別措置のお申込」](#)

注：WEBでのお申込みにあたっては、「お客さま番号」が必要となりますので、お手元に「ご使用量のお知らせ」（検針票）等をご用意ください。また、当社公式ホームページからのお申込み方法については別紙をご確認ください。

（2）電話でのお申込み

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

なお、託送供給依頼者におかれては、当社託送受付センターまでご連絡ください。

報道機関のお問い合わせ先

東京ガス（株）広報部報道グループ 担当：熊谷・塩澤

電話 03-5400-7675

2022年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社
広報部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{*1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

なお、今回の対応にあたり、2月18日、経済産業大臣に「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、本日、認可を受けました。

*1 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「[重要なお知らせ](#)」をご覧ください。

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{*2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

*2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 *太字は前回公表(2022/1/28)からの追加事項

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{*3}から2021年10月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を5か月間延長
- ・2021年11月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年12月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年1月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年2月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2022年3月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{*3}から2021年10月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を5か月間延長
- ・2021年11月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年12月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年1月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年2月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2022年3月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**1か月間延長**

(2) 託送供給依頼者への対応

- ・2020年2月^{*3}から2021年10月検針分の託送供給料金の支払期限を5か月間延長
- ・2021年11月検針分の託送供給料金の支払期限を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年12月検針分の託送供給料金の支払期限を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2022年1月検針分の託送供給料金の支払期限を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年2月検針分の託送供給料金の支払期限を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・2022年3月検針分の託送供給料金の支払期限を**1か月間延長**

なお、支払期限日の延長は、最大5か月としており、検針分によっては支払期限日を迎えるガス・電気料金が発生いたします。支払期限日経過後にお支払いいただく際には、延滞利息を申し受けます。

- *3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。
- *4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- *5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- *6 既に支払い期限の延長をお申込みいただいたお客さま・託送供給依頼者は、自動的に変更いたします。

3. 特別措置の申込方法

特別措置のご相談、お申込みについては、専用WEB受付からお手続きいただきますようお願い申し上げます。

また、WEBでのお申込みができないお客さまにおかれましては、お電話でのお申込みも可能です。なお、電話が繋がりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（1）WEBでのお申込み

[「新型コロナウイルスに伴うガスならびに電気料金特別措置のお申込」](#)

注：WEBでのお申込みにあたっては、「お客さま番号」が必要となりますので、お手元に「ご使用量のお知らせ」（検針票）等をご用意ください。また、当社公式ホームページからのお申込み方法については別紙をご確認ください。

（2）電話でのお申込み

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

なお、託送供給依頼者におかれては、当社託送受付センターまでご連絡ください。

報道機関のお問い合わせ先

東京ガス（株）広報部報道グループ 担当：熊谷・塩澤

電話 03-5400-7675

2022年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社
広報部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{※1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

なお、今回の対応にあたり、1月24日、経済産業大臣に「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、本日、認可を受けました。

※1 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「重要なお知らせ」をご覧ください。
<https://www.tokyo-gas.co.jp/news/index.html?tab=news-important>

記

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{※2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

※2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 **※太字は前回公表（2021/12/21）からの追加事項**

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{※3}から2021年9月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を5か月間延長
- ・2021年10月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年11月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年12月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年1月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2022年2月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{※3}から2021年9月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を5か月間延長
- ・2021年10月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年11月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年12月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年1月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2022年2月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を1か月間延長**

(2) 託送供給依頼者への対応

- ・2020年2月^{※3}から2021年9月検針分の託送供給料金の支払期限を5か月間延長
- ・2021年10月検針分の託送供給料金の支払期限を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年11月検針分の託送供給料金の支払期限を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年12月検針分の託送供給料金の支払期限を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2022年1月検針分の託送供給料金の支払期限を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2022年2月検針分の託送供給料金の支払期限を1か月間延長**

なお、支払期限日の延長は、最大5か月としており、検針分によっては支払期限日を迎えるガス・電気料金が発生いたします。支払期限日経過後にお支払いいただく際には、延滞利息を申し受けます。

- ※3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。
- ※4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※6 既に支払い期限の延長をお申込みいただいたお客さま・託送供給依頼者は、自動的に変更いたします。

3. 特別措置の申込方法

特別措置のご相談、お申込みについては、専用WEB受付からお手続きいただきますようお願い申し上げます。

また、WEBでのお申込みができないお客さまにおかれましては、お電話でのお申込みも可能です。なお、電話が繋がりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（1）WEBでのお申込み

「新型コロナウイルスに伴うガスならびに電気料金特別措置のお申込」

<https://vivv.tokyo-gas.co.jp/contact-detail/55>

注：WEBでのお申込みにあたっては、「お客さま番号」が必要となりますので、お手元に「ご使用量のお知らせ」（検針票）等をご用意ください。また、当社公式ホームページからのお申込み方法については別紙をご確認ください。

（2）電話でのお申込み

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

なお、託送供給依頼者におかれては、当社託送受付センターまでご連絡ください。

報道機関のお問い合わせ先

東京ガス（株）広報部報道グループ 担当：熊谷・塩澤
電話 03-5400-7675

2021年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社
広報部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{※1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

なお、今回の対応にあたり、11月18日、経済産業大臣に「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、本日、認可を受けました。

※1 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「重要なお知らせ」をご覧ください。
<https://www.tokyo-gas.co.jp/news/index.html?tab=news-important>

記

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{※2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

※2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 **※太字は前回公表（2021/10/21）からの追加事項**

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{※3}から2021年7月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を5か月間延長
- ・2021年8月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年9月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年10月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年11月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年12月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{※3}から2021年7月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を5か月間延長
- ・2021年8月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年9月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年10月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年11月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年12月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を1か月間延長**

(2) 託送供給依頼者への対応

- ・2020年2月^{※3}から2021年7月検針分の託送供給料金の支払期限を5か月間延長
- ・2021年8月検針分の託送供給料金の支払期限を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年9月検針分の託送供給料金の支払期限を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年10月検針分の託送供給料金の支払期限を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年11月検針分の託送供給料金の支払期限を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年12月検針分の託送供給料金の支払期限を1か月間延長**

なお、支払期限日の延長は、最大5か月としており、検針分によっては支払期限日を迎えるガス・電気料金が発生いたします。支払期限日経過後にお支払いいただく際には、延滞利息を申し受けます。

- ※3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。
- ※4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※6 既に支払い期限の延長をお申込みいただいたお客さま・託送供給依頼者は、自動的に変更いたします。

3. 特別措置の申込方法

特別措置のご相談、お申込みについては、専用WEB受付からお手続きいただきますようお願い申し上げます。

また、WEBでのお申込みができないお客さまにおかれましては、お電話でのお申込みも可能です。なお、電話が繋がりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（1）WEBでのお申込み

「新型コロナウイルスに伴うガスならびに電気料金特別措置のお申込」

<https://vivv.tokyo-gas.co.jp/contact-detail/55>

注：WEBでのお申込みにあたっては、「お客さま番号」が必要となりますので、お手元に「ご使用量のお知らせ」（検針票）等をご用意ください。また、当社公式ホームページからのお申込み方法については別紙をご確認ください。

（2）電話でのお申込み

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

なお、託送供給依頼者におかれては、当社託送受付センターまでご連絡ください。

報道機関のお問い合わせ先

東京ガス（株）広報部報道グループ 担当：熊谷・塩澤
電話 03-5400-7675

2021年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社
広報部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{※1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

なお、今回の対応にあたり、10月15日、経済産業大臣に「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、本日、認可を受けました。

※1 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「重要なお知らせ」をご覧ください。
<https://www.tokyo-gas.co.jp/news/index.html?tab=news-important>

記

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{※2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

※2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 **※太字は前回公表（2021/9/16）からの追加事項**

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{※3}から2021年6月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を5か月間延長
- ・2021年7月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年8月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年9月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年10月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年11月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{※3}から2021年6月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を5か月間延長
- ・2021年7月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年8月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年9月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年10月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年11月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を1か月間延長**

(2) 託送供給依頼者への対応

- ・2020年2月^{※3}から2021年6月検針分の託送供給料金の支払期限を5か月間延長
- ・2021年7月検針分の託送供給料金の支払期限を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年8月検針分の託送供給料金の支払期限を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年9月検針分の託送供給料金の支払期限を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年10月検針分の託送供給料金の支払期限を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年11月検針分の託送供給料金の支払期限を1か月間延長**

なお、支払期限日の延長は、最大5か月としており、検針分によっては支払期限日を迎えるガス・電気料金が発生いたします。支払期限日経過後にお支払いいただく際には、延滞利息を申し受けます。

- ※3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。
- ※4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※6 既に支払い期限の延長をお申込みいただいたお客さま・託送供給依頼者は、自動的に変更いたします。

3. 特別措置の申込方法

特別措置のご相談、お申込みについては、専用WEB受付からお手続きいただきますようお願い申し上げます。

また、WEBでのお申込みができないお客さまにおかれましては、お電話でのお申込みも可能です。なお、電話が繋がりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（1）WEBでのお申込み

「新型コロナウイルスに伴うガスならびに電気料金特別措置のお申込」

<https://vivv.tokyo-gas.co.jp/contact-detail/55>

注：WEBでのお申込みにあたっては、「お客さま番号」が必要となりますので、お手元に「ご使用量のお知らせ」（検針票）等をご用意ください。また、当社公式ホームページからのお申込み方法については別紙をご確認ください。

（2）電話でのお申込み

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

なお、託送供給依頼者におかれては、当社託送受付センターまでご連絡ください。

報道機関のお問い合わせ先

東京ガス（株）広報部報道グループ 担当：熊谷・塩澤
電話 03-5400-7675

2021年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社
広報部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{※1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

なお、今回の対応にあたり、9月10日、経済産業大臣に「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、本日、認可を受けました。

※1 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「重要なお知らせ」をご覧ください。
<https://www.tokyo-gas.co.jp/news/index.html?tab=news-important>

記

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{※2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

※2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 **※太字は前回公表（2021/8/23）からの追加事項**

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{※3}から2021年5月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を5か月間延長
- ・2021年6月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年7月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年8月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年9月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年10月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{※3}から2021年5月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を5か月間延長
- ・2021年6月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年7月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年8月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年9月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年10月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を1か月間延長**

(2) 託送供給依頼者への対応

- ・2020年2月^{※3}から2021年5月検針分の託送供給料金の支払期限を5か月間延長
- ・2021年6月検針分の託送供給料金の支払期限を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年7月検針分の託送供給料金の支払期限を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年8月検針分の託送供給料金の支払期限を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年9月検針分の託送供給料金の支払期限を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年10月検針分の託送供給料金の支払期限を1か月間延長**

なお、支払期限日の延長は、最大5か月としており、検針分によっては支払期限日を迎えるガス・電気料金が発生いたします。支払期限日経過後にお支払いいただく際には、延滞利息を申し受けます。

- ※3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。
- ※4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※6 既に支払い期限の延長をお申込みいただいたお客さま・託送供給依頼者は、自動的に変更いたします。

3. 特別措置の申込方法

特別措置のご相談、お申込みについては、専用WEB受付からお手続きいただきますようお願い申し上げます。

また、WEBでのお申込みができないお客さまにおかれましては、お電話でのお申込みも可能です。なお、電話が繋がりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（1）WEBでのお申込み

「新型コロナウイルスに伴うガスならびに電気料金特別措置のお申込」

<https://vivr.tokyo-gas.co.jp/contact-detail/55>

注：WEBでのお申込みにあたっては、「お客さま番号」が必要となりますので、お手元に「ご使用量のお知らせ」（検針票）等をご用意ください。また、当社公式ホームページからのお申込み方法については別紙をご確認ください。

（2）電話でのお申込み

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

なお、託送供給依頼者におかれては、当社託送受付センターまでご連絡ください。

報道機関のお問い合わせ先

東京ガス（株）広報部報道グループ 担当：熊谷・塩澤

電話 03-5400-7675

2021年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社
広報部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{※1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

なお、今回の対応にあたり、8月16日、経済産業大臣に「指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、本日、認可を受けました。

※1 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「重要なお知らせ」をご覧ください。

<https://www.tokyo-gas.co.jp/important/>

記

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{※2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

※2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 **※太字は前回公表（2021/7/15）からの追加事項**

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{※3}から2021年4月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を5か月間延長
- ・2021年5月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年6月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年7月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年8月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年9月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{※3}から2021年4月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を5か月間延長
- ・2021年5月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年6月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年7月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年8月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年9月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を1か月間延長**

(2) 託送供給依頼者への対応

- ・2020年2月^{※3}から2021年4月検針分の託送供給料金の支払期限を5か月間延長
- ・2021年5月検針分の託送供給料金の支払期限を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年6月検針分の託送供給料金の支払期限を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年7月検針分の託送供給料金の支払期限を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年8月検針分の託送供給料金の支払期限を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年9月検針分の託送供給料金の支払期限を1か月間延長**

なお、支払期限日の延長は、最大5か月としており、検針分によっては支払期限日を迎えるガス・電気料金が発生いたします。支払期限日経過後にお支払いいただく際には、延滞利息を申し受けます。

- ※3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。
- ※4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※6 既に支払い期限の延長をお申込みいただいたお客さま・託送供給依頼者は、自動的に変更いたします。

3. 特別措置の申込方法

特別措置のご相談、お申込みについては、専用WEB受付からお手続きいただきますようお願い申し上げます。

また、WEBでのお申込みができないお客さまにおかれましては、お電話でのお申込みも可能です。なお、電話が繋がりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（1）WEBでのお申込み

「新型コロナウイルスに伴うガスならびに電気料金特別措置のお申込」

<https://vivv.tokyo-gas.co.jp/contact-detail/55>

注：WEBでのお申込みにあたっては、「お客さま番号」が必要となりますので、お手元に「ご使用量のお知らせ」（検針票）等をご用意ください。また、当社公式ホームページからのお申込み方法については別紙をご確認ください。

（2）電話でのお申込み

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

なお、託送供給依頼者におかれては、当社託送受付センターまでご連絡ください。

報道機関のお問い合わせ先

東京ガス（株）広報部報道グループ 担当：熊谷・塩澤
電話 03-5400-7675

2021年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社
広報部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{※1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

なお、今回の対応にあたり、7月9日、経済産業大臣に「指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、本日、認可を受けました。

※1 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「重要なお知らせ」をご覧ください。

<https://www.tokyo-gas.co.jp/important/>

記

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{※2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

※2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 **※太字は前回公表（2021/6/14）からの追加事項**

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{※3}から2021年3月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を5か月間延長
- ・2021年4月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年5月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年6月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年7月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年8月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{※3}から2021年3月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を5か月間延長
- ・2021年4月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年5月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年6月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年7月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年8月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を1か月間延長**

(2) 託送供給依頼者への対応

- ・2020年2月^{※3}から2021年3月検針分の託送供給料金の支払期限を5か月間延長
- ・2021年4月検針分の託送供給料金の支払期限を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年5月検針分の託送供給料金の支払期限を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年6月検針分の託送供給料金の支払期限を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年7月検針分の託送供給料金の支払期限を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年8月検針分の託送供給料金の支払期限を1か月間延長**

なお、支払期限日の延長は、最大5か月としており、検針分によっては支払期限日を迎えるガス・電気料金が発生いたします。支払期限日経過後にお支払いいただく際には、延滞利息を申し受けます。

- ※3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。
- ※4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※6 既に支払い期限の延長をお申込みいただいたお客さま・託送供給依頼者は、自動的に変更いたします。

3. 特別措置の申込方法

特別措置のご相談、お申込みについては、専用WEB受付からお手続きいただきますようお願い申し上げます。

また、WEBでのお申込みができないお客さまにおかれましては、お電話でのお申込みも可能です。なお、電話が繋がりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（1）WEBでのお申込み

「新型コロナウイルスに伴うガスならびに電気料金特別措置のお申込」

<https://vivv.tokyo-gas.co.jp/contact-detail/55>

注：WEBでのお申込みにあたっては、「お客さま番号」が必要となりますので、お手元に「ご使用量のお知らせ」（検針票）等をご用意ください。また、当社公式ホームページからのお申込み方法については別紙をご確認ください。

（2）電話でのお申込み

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

なお、託送供給依頼者におかれては、当社託送受付センターまでご連絡ください。

報道機関のお問い合わせ先

東京ガス（株）広報部報道グループ 担当：熊谷・塩澤
電話 03-5400-7675

2021年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社
広報部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{※1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

なお、今回の対応にあたり、6月9日、経済産業大臣に「指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、本日、認可を受けました。

※1 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「重要なお知らせ」をご覧ください。

<https://www.tokyo-gas.co.jp/important/>

記

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{※2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

※2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 **※太字は前回公表（2021/5/12）からの追加事項**

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{※3}から2021年2月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を5か月間延長
- ・2021年3月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年4月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年5月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年6月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年7月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{※3}から2021年2月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を5か月間延長
- ・2021年3月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年4月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年5月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年6月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年7月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を1か月間延長**

(2) 託送供給依頼者への対応

- ・2020年2月^{※3}から2021年2月検針分の託送供給料金の支払期限を5か月間延長
- ・2021年3月検針分の託送供給料金の支払期限を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年4月検針分の託送供給料金の支払期限を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年5月検針分の託送供給料金の支払期限を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年6月検針分の託送供給料金の支払期限を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年7月検針分の託送供給料金の支払期限を1か月間延長**

なお、支払期限日の延長は、最大5か月としており、検針分によっては支払期限日を迎えるガス・電気料金が発生いたします。支払期限日経過後にお支払いいただく際には、延滞利息を申し受けます。

- ※3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。
- ※4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※6 既に支払い期限の延長をお申込みいただいたお客さま・託送供給依頼者は、自動的に変更いたします。

3. 特別措置の申込方法

特別措置のご相談、お申込みについては、専用WEB受付からお手続きいただきますようお願い申し上げます。

また、WEBでのお申込みができないお客さまにおかれましては、お電話でのお申込みも可能です。なお、電話が繋がりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（1）WEBでのお申込み

「新型コロナウイルスに伴うガスならびに電気料金特別措置のお申込」

<https://vivv.tokyo-gas.co.jp/contact-detail/55>

注：WEBでのお申込みにあたっては、「お客さま番号」が必要となりますので、お手元に「ご使用量のお知らせ」（検針票）等をご用意ください。また、当社公式ホームページからのお申込み方法については別紙をご確認ください。

（2）電話でのお申込み

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

なお、託送供給依頼者におかれては、当社託送受付センターまでご連絡ください。

報道機関のお問い合わせ先

東京ガス（株）広報部報道グループ 担当：熊谷・塩澤
電話 03-5400-7675

2021年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社
広報部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{※1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

なお、今回の対応にあたり、5月7日、経済産業大臣に「指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、本日、認可を受けました。

※1 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「重要なお知らせ」をご覧ください。

<https://www.tokyo-gas.co.jp/important/>

記

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{※2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

※2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 **※太字は前回公表（2021/4/23）からの追加事項**

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{※3}から2021年1月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を5か月間延長
- ・2021年2月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年3月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年4月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年5月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年6月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{※3}から2021年1月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を5か月間延長
- ・2021年2月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年3月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年4月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年5月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年6月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を1か月間延長**

(2) 託送供給依頼者への対応

- ・2020年2月^{※3}から2021年1月検針分の託送供給料金の支払期限を5か月間延長
- ・2021年2月検針分の託送供給料金の支払期限を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年3月検針分の託送供給料金の支払期限を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年4月検針分の託送供給料金の支払期限を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年5月検針分の託送供給料金の支払期限を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年6月検針分の託送供給料金の支払期限を1か月間延長**

なお、支払期限日の延長は、最大5か月としており、検針分によっては支払期限日を迎えるガス・電気料金が発生いたします。支払期限日経過後にお支払いいただく際には、延滞利息を申し受けます。

- ※3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。
- ※4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※6 既に支払い期限の延長をお申込みいただいたお客さま・託送供給依頼者は、自動的に変更いたします。

3. 特別措置の申込方法

特別措置のご相談、お申込みについては、専用WEB受付からお手続きいただきますようお願い申し上げます。

また、WEBでのお申込みができないお客さまにおかれましては、お電話でのお申込みも可能です。なお、電話が繋がりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（1）WEBでのお申込み

「新型コロナウイルスに伴うガスならびに電気料金特別措置のお申込」

<https://vivv.tokyo-gas.co.jp/contact-detail/55>

注：WEBでのお申込みにあたっては、「お客さま番号」が必要となりますので、お手元に「ご使用量のお知らせ」（検針票）等をご用意ください。また、当社公式ホームページからのお申込み方法については別紙をご確認ください。

（2）電話でのお申込み

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

なお、託送供給依頼者におかれては、当社託送受付センターまでご連絡ください。

報道機関のお問い合わせ先

東京ガス（株）広報部報道グループ 担当：熊谷・塩澤
電話 03-5400-7675

2021年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社
広報部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{※1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

なお、今回の対応にあたり、4月19日、経済産業大臣に「指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、本日、認可を受けました。

※1 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「重要なお知らせ」をご覧ください。

<https://www.tokyo-gas.co.jp/important/>

記

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{※2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

※2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 **※太字は前回公表（2021/3/15）からの追加事項**

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{※3}から12月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を5か月間延長
- ・2021年1月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年2月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年3月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年4月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年5月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{※3}から12月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を5か月間延長
- ・2021年1月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年2月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年3月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年4月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年5月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を1か月間延長**

(2) 託送供給依頼者への対応

- ・2020年2月^{※3}から12月検針分の託送供給料金の支払期限を5か月間延長
- ・2021年1月検針分の託送供給料金の支払期限を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年2月検針分の託送供給料金の支払期限を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年3月検針分の託送供給料金の支払期限を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年4月検針分の託送供給料金の支払期限を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年5月検針分の託送供給料金の支払期限を1か月間延長**

なお、支払期限日の延長は、最大5か月としており、検針分によっては支払期限日を迎えるガス・電気料金が発生いたします。支払期限日経過後にお支払いいただく際には、延滞利息を申し受けます。

- ※3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。
- ※4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※6 既に支払い期限の延長をお申込みいただいたお客さま・託送供給依頼者は、自動的に変更いたします。

3. 特別措置の申込方法

特別措置のご相談、お申込みについては、専用WEB受付からお手続きいただきますようお願い申し上げます。

また、WEBでのお申込みができないお客さまにおかれましては、お電話でのお申込みも可能です。なお、電話が繋がりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（1）WEBでのお申込み

「新型コロナウイルスに伴うガスならびに電気料金特別措置のお申込」

<https://vivv.tokyo-gas.co.jp/contact-detail/55>

注：WEBでのお申込みにあたっては、「お客さま番号」が必要となりますので、お手元に「ご使用量のお知らせ」（検針票）等をご用意ください。また、当社公式ホームページからのお申込み方法については別紙をご確認ください。

（2）電話でのお申込み

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

なお、託送供給依頼者におかれては、当社託送受付センターまでご連絡ください。

報道機関のお問い合わせ先

東京ガス（株）広報部報道グループ 担当：熊谷・塩澤
電話 03-5400-7675

2021年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社
広報部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{※1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

なお、今回の対応にあたり、3月10日、経済産業大臣に「指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、本日、認可を受けました。

※1 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「重要なお知らせ」をご覧ください。
<https://www.tokyo-gas.co.jp/important/>

記

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{※2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

※2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 **※太字は前回公表（2021/2/24）からの追加事項**

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{※3}から11月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を5か月間延長
- ・2020年12月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年1月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年2月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年3月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年4月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{※3}から11月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を5か月間延長
- ・2020年12月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年1月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年2月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年3月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年4月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を1か月間延長**

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に変更いたします。

(2) 託送供給依頼者への対応

- ・2020年2月^{※3}から11月検針分の託送供給料金の支払期限を5か月間延長
- ・2020年12月検針分の託送供給料金の支払期限を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2021年1月検針分の託送供給料金の支払期限を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年2月検針分の託送供給料金の支払期限を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年3月検針分の託送供給料金の支払期限を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年4月検針分の託送供給料金の支払期限を1か月間延長**

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいた託送供給依頼者は、自動的に変更いたします。

- ※3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（3月25日）以降のものに限ります。
- ※4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

3. 特別措置の申込方法

特別措置のご相談、お申込みについては、専用WEB受付からお手続きいただきますようお願い申し上げます。

また、WEBでのお申込みができないお客さまにおかれましては、お電話でのお申込みも可能です。なお、電話が繋がりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（1）WEBでのお申込み

「新型コロナウイルスに伴うガスならびに電気料金特別措置のお申込」

<https://vivv.tokyo-gas.co.jp/contact-detail/55>

注：WEBでのお申込みにあたっては、「お客さま番号」が必要となりますので、お手元に「ご使用量のお知らせ」（検針票）等をご用意ください。また、当社公式ホームページからのお申込み方法については別紙をご確認ください。

（2）電話でのお申込み

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

なお、託送供給依頼者におかれては、当社託送受付センターまでご連絡ください。

2021年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社
広報部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{※1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

なお、今回の対応にあたり、2月18日、経済産業大臣に「指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、本日、認可を受けました。

※1 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「重要なお知らせ」をご覧ください。

<https://www.tokyo-gas.co.jp/important/>

記

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{※2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

※2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 **※太字は前回公表（2021/1/22）からの追加事項**

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{※3}から10月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を5か月間延長
- ・2020年11月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2020年12月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年1月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年2月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年3月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{※3}から10月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を5か月間延長
- ・2020年11月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2020年12月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年1月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年2月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年3月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を1か月間延長**

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に変更いたします。

(2) 託送供給依頼者への対応

- ・2020年2月^{※3}から10月検針分の託送供給料金の支払期限を5か月間延長
- ・2020年11月検針分の託送供給料金の支払期限を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2020年12月検針分の託送供給料金の支払期限を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2021年1月検針分の託送供給料金の支払期限を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年2月検針分の託送供給料金の支払期限を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年3月検針分の託送供給料金の支払期限を1か月間延長**

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいた託送供給依頼者は、自動的に変更いたします。

- ※3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（3月25日）以降のものに限ります。
- ※4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

3. 特別措置の申込方法

特別措置のご相談、お申込みについては、専用WEB受付からお手続きいただきますようお願い申し上げます。

また、WEBでのお申込みができないお客さまにおかれましては、お電話でのお申込みも可能です。なお、電話が繋がりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（1）WEBでのお申込み

「新型コロナウイルスに伴うガスならびに電気料金特別措置のお申込」

<https://vivr.tokyo-gas.co.jp/contact-detail/55>

注：WEBでのお申込みにあたっては、「お客さま番号」が必要となりますので、お手元に「ご使用量のお知らせ」（検針票）等をご用意ください。また、当社公式ホームページからのお申込み方法については別紙をご確認ください。

（2）電話でのお申込み

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

なお、託送供給依頼者におかれては、当社託送受付センターまでご連絡ください。

2021年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社
広報部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{※1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

なお、今回の対応にあたり、1月19日、経済産業大臣に「指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、本日、認可を受けました。

※1 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「重要なお知らせ」をご覧ください。

<https://www.tokyo-gas.co.jp/important/>

記

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{※2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

※2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 **※太字は前回公表（2020/12/21）からの追加事項**

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2020年2月^{※3}から9月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を5か月間延長
- ・2020年10月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2020年11月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2020年12月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年1月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年2月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を1か月間延長**

②電気料金

- ・2020年2月^{※3}から9月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を5か月間延長
- ・2020年10月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2020年11月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2020年12月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年1月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年2月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を1か月間延長**

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に変更いたします。

(2) 託送供給依頼者への対応

- ・2020年2月^{※3}から9月検針分の託送供給料金の支払期限を5か月間延長
- ・2020年10月検針分の託送供給料金の支払期限を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・2020年11月検針分の託送供給料金の支払期限を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・2020年12月検針分の託送供給料金の支払期限を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・2021年1月検針分の託送供給料金の支払期限を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**2021年2月検針分の託送供給料金の支払期限を1か月間延長**

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいた託送供給依頼者は、自動的に変更いたします。

- ※3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（3月25日）以降のものに限ります。
- ※4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

3. 特別措置の申込方法

特別措置のご相談、お申込みについては、専用WEB受付からお手続きいただきますようお願い申し上げます。

また、WEBでのお申込みができないお客さまにおかれましては、お電話でのお申込みも可能です。なお、電話が繋がりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（1）WEBでのお申込み

「新型コロナウイルスに伴うガスならびに電気料金特別措置のお申込」

<https://vivv.tokyo-gas.co.jp/contact-detail/55>

注：WEBでのお申込みにあたっては、「お客さま番号」が必要となりますので、お手元に「ご使用量のお知らせ」（検針票）等をご用意ください。また、当社公式ホームページからのお申込み方法については別紙をご確認ください。

（2）電話でのお申込み

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

なお、託送供給依頼者におかれては、当社託送受付センターまでご連絡ください。

2020年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社
広報部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{*1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

なお、今回の対応にあたり、12月16日、経済産業大臣に「指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、本日、認可を受けました。

※1 過去のプレスリリースについては、当社ホームページ「重要なお知らせ」をご覧ください。
<https://www.tokyo-gas.co.jp/important/>

記

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{*2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

※2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容 ※太字は前回公表（11/18）からの追加事項

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・ 2月^{*3}、3月、4月、5月、6月、7月、8月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を5か月間延長
- ・ 9月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・ 10月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・ 11月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・ 12月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・ **2021年1月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を1か月間延長**

②電気料金

- ・ 2月^{*3}、3月、4月、5月、6月、7月、8月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を5か月間延長
- ・ 9月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・ 10月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・ 11月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・ 12月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・ **2021年1月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を1か月間延長**

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に変更いたします。

(2) 託送供給依頼者への対応

- ・ 2月^{*3}、3月、4月、5月、6月、7月、8月検針分の託送供給料金の支払期限を5か月間延長
- ・ 9月検針分の託送供給料金の支払期限を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・ 10月検針分の託送供給料金の支払期限を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・ 11月検針分の託送供給料金の支払期限を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・ 12月検針分の託送供給料金の支払期限を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・ **2021年1月検針分の託送供給料金の支払期限を1か月間延長**

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいた託送供給依頼者は、自動的に変更いたします。

- ※3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（3月25日）以降のものに限ります。
- ※4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

3. 特別措置の申込方法

特別措置のご相談、お申込みについては、専用WEB受付からお手続きいただきますようお願い申し上げます。

また、WEBでのお申込みができないお客さまにおかれましては、お電話でのお申込みも可能です。なお、電話が繋がりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（1）WEBでのお申込み

「新型コロナウイルスに伴うガスならびに電気料金特別措置のお申込」

<https://vivv.tokyo-gas.co.jp/contact-detail/55>

注：WEBでのお申込みにあたっては、「お客さま番号」が必要となりますので、お手元に「ご使用量のお知らせ」（検針票）等をご用意ください。また、当社公式ホームページからのお申込み方法については別紙をご確認ください。

（2）電話でのお申込み

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

なお、託送供給依頼者におかれては、当社託送受付センターまでご連絡ください。

2020年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社
広報部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{*1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

なお、今回の対応にあたり、10月12日、経済産業大臣に「指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、本日、認可を受けました。

- ※1 3/19 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200319-01.pdf>
4/24 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200424-01.pdf>
5/13 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200513-01.pdf>
6/24 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200624-01.pdf>
7/20 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200720-01.pdf>
8/ 6 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200806-01.pdf>
9/ 2 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200902-01.pdf>

記

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{*2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

※2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容（太字は9/2公表からの追加事項）

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・ 2月^{*3}、3月、4月、5月、6月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を5か月間延長
- ・ 7月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・ 8月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・ 9月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・ 10月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・ **11月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を1か月間延長**

②電気料金

- ・ 2月^{*3}、3月、4月、5月、6月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を5か月間延長
- ・ 7月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・ 8月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・ 9月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・ 10月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・ **11月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を1か月間延長**

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に変更いたします。

(2) 託送供給依頼者への対応

- ・ 2月^{*3}、3月、4月、5月、6月検針分の託送供給料金の支払期限を5か月間延長
- ・ 7月検針分の託送供給料金の支払期限を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・ 8月検針分の託送供給料金の支払期限を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・ 9月検針分の託送供給料金の支払期限を**3か月間延長（従来2か月間延長）**

- ・10月検針分の託送供給料金の支払期限を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**11月検針分の託送供給料金の支払期限を1か月間延長**

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいた託送供給依頼者は、自動的に変更いたします。

- ※3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（3月25日）以降のものに限ります。
- ※4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

3. 特別措置の申込方法

特別措置のご相談、お申込みについては、専用WEB受付からお手続きいただきますようお願い申し上げます。

また、WEBでのお申込みができないお客さまにおかれましては、お電話でのお申込みも可能です。なお、電話が繋がりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（1）WEBでのお申込み

「新型コロナウイルスに伴うガスならびに電気料金特別措置のお申込」

<https://vivv.tokyo-gas.co.jp/contact-detail/55>

注：WEBでのお申込みにあたっては、「お客さま番号」が必要となりますので、お手元に「ご使用量のお知らせ」（検針票）等をご用意ください。また、当社公式ホームページからのお申込み方法については別紙をご確認ください。

（2）電話でのお申込み

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

なお、託送供給依頼者におかれては、当社託送受付センターまでご連絡ください。

2020年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社
広報部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{*1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

なお、今回の対応にあたり、8月31日、経済産業大臣に「指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、本日、認可を受けました。

- ※1 3/19 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200319-01.pdf>
4/24 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200424-01.pdf>
5/13 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200513-01.pdf>
6/24 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200624-01.pdf>
7/20 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200720-01.pdf>
8/6 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200806-01.pdf>

記

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{*2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

※2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容（太字は8/6公表からの追加事項）

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・2月^{*3}、3月、4月、5月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を5か月間延長
- ・6月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・7月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・8月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・9月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**10月検針分のガス料金の支払期限^{*4}を1か月間延長**

②電気料金

- ・2月^{*3}、3月、4月、5月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を5か月間延長
- ・6月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・7月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・8月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・9月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**10月検針分の電気料金の支払期限^{*5}を1か月間延長**

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に変更いたします。

(2) 託送供給依頼者への対応

- ・2月^{*3}、3月、4月、5月検針分の託送供給料金の支払期限を5か月間延長
- ・6月検針分の託送供給料金の支払期限を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・7月検針分の託送供給料金の支払期限を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・8月検針分の託送供給料金の支払期限を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・9月検針分の託送供給料金の支払期限を**2か月間延長（従来1か月間延長）**

・10月検針分の託送供給料金の支払期限を1か月間延長

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいた託送供給依頼者は、自動的に変更いたします。

- ※3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（3月25日）以降のものに限ります。
- ※4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

3. 特別措置の申込方法

特別措置のご相談、お申込みについては、専用WEB受付からお手続きいただきますようお願い申し上げます。

また、WEBでのお申込みができないお客さまにおかれましては、お電話でのお申込みも可能です。なお、電話が繋がりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(1) WEBでのお申込み

「新型コロナウイルスに伴うガスならびに電気料金特別措置のお申込」

<https://vivv.tokyo-gas.co.jp/contact-detail/55>

注：WEBでのお申込みにあたっては、「お客さま番号」が必要となりますので、お手元に「ご使用量のお知らせ」（検針票）等をご用意ください。また、当社公式ホームページからのお申込み方法については別紙をご確認ください。

(2) 電話でのお申込み

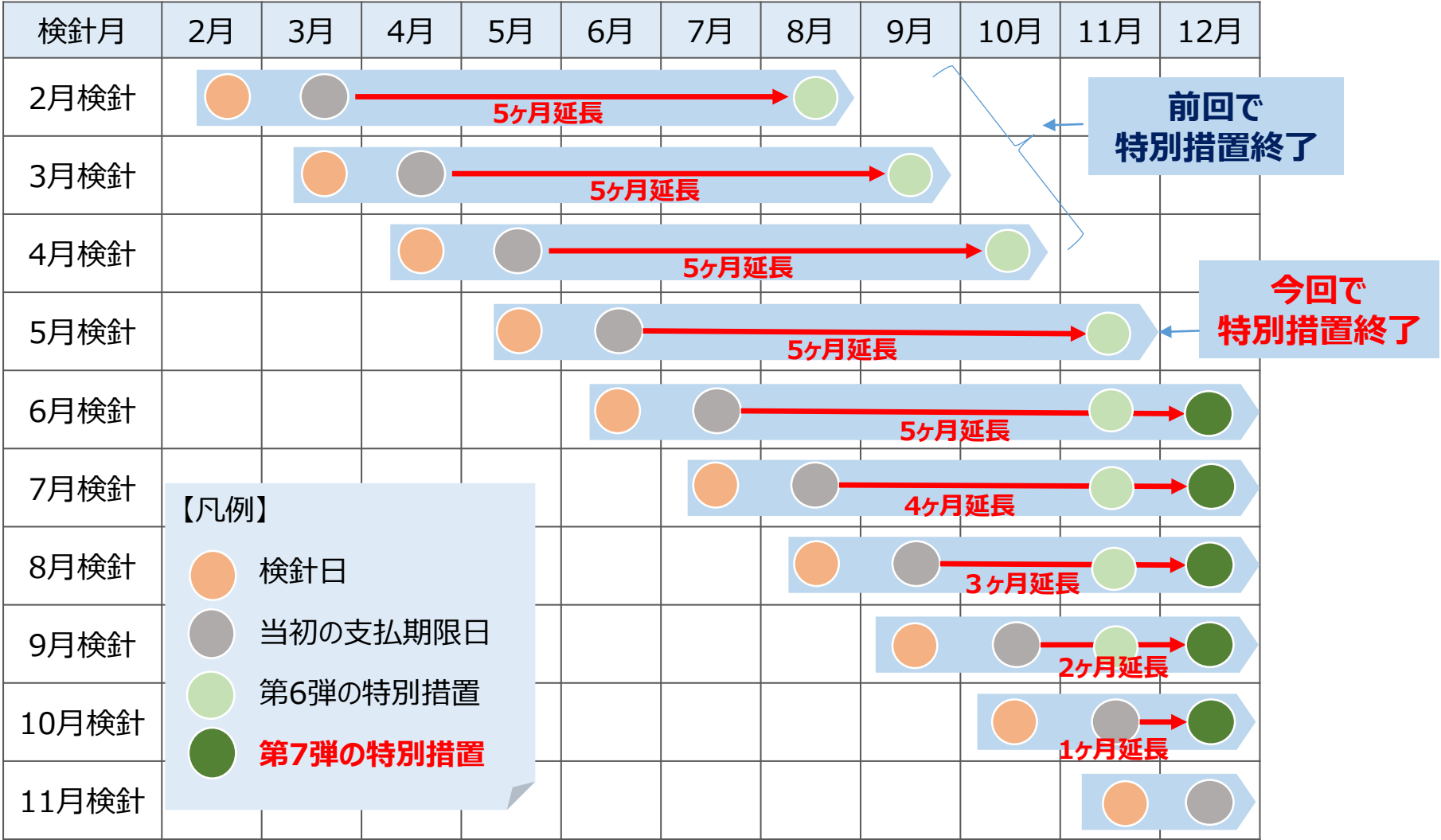
東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

なお、託送供給依頼者におかれては、当社託送受付センターまでご連絡ください。

【参考】当社の第7弾の特別措置の内容



2020年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社
広報部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げますとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{※1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

なお、今回の対応にあたり、8月4日、経済産業大臣に「指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、本日、認可を受けました。

- ※1 3/19 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200319-01.pdf>
4/24 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200424-01.pdf>
5/13 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200513-01.pdf>
6/24 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200624-01.pdf>
7/20 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200720-01.pdf>

記

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{※2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

※2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容（太字は7/20公表からの追加事項）

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・ 2月^{※3}、3月、4月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を5か月間延長
- ・ 5月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・ 6月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・ 7月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・ 8月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・ **9月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を1か月間延長**

②電気料金

- ・ 2月^{※3}、3月、4月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を5か月間延長
- ・ 5月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・ 6月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・ 7月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・ 8月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・ **9月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を1か月間延長**

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に変更いたします。

(2) 託送供給依頼者への対応

- ・ 2月^{※3}、3月、4月検針分の託送供給料金の支払期限を5か月間延長
- ・ 5月検針分の託送供給料金の支払期限を**5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・ 6月検針分の託送供給料金の支払期限を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・ 7月検針分の託送供給料金の支払期限を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・ 8月検針分の託送供給料金の支払期限を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・ **9月検針分の託送供給料金の支払期限を1か月間延長**

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいた託送供給依頼者は、自動的に変更いたします。

- ※3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（3月25日）以降のものに限ります。
- ※4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

3. 特別措置の申込方法

特別措置のご相談、お申込みについては、専用WEB受付からお手続きいただきますようお願い申し上げます。

また、WEBでのお申込みができないお客さまにおかれましては、お電話でのお申込みも可能です。なお、電話が繋がりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（1）WEBでのお申込み

「新型コロナウイルスに伴うガスならびに電気料金特別措置のお申込」

<https://vivrr.tokyo-gas.co.jp/contact-detail/55>

注：WEBでのお申込みにあたっては、「お客さま番号」が必要となりますので、お手元に「ご使用量のお知らせ」（検針票）」等をご用意ください。また、当社公式ホームページからのお申込み方法については別紙をご確認ください。

（2）電話でのお申込み

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

なお、託送供給依頼者におかれては、当社託送受付センターまでご連絡ください。

2020年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社
広報部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{※1}しておりますが、現下の社会情勢を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

なお、今回の対応にあたり、7月17日、経済産業大臣に「指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、本日、認可を受けました。

- ※1 3/19 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200319-01.pdf>
4/24 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200424-01.pdf>
5/13 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200513-01.pdf>
6/24 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200624-01.pdf>

記

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{※2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

※2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容（太字は6/24公表からの追加事項）

(1) お客さまへの対応

①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

- ・ 2月^{※3}、3月、4月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を **5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・ 5月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を **4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・ 6月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を **3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・ 7月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を **2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・ **8月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を1か月間延長**

②電気料金

- ・ 2月^{※3}、3月、4月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を **5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・ 5月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を **4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・ 6月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を **3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・ 7月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を **2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・ **8月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を1か月間延長**

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に変更いたします。

(2) 託送供給依頼者への対応

- ・ 2月^{※3}、3月、4月検針分の託送供給料金の支払期限を **5か月間延長（従来4か月間延長）**
- ・ 5月検針分の託送供給料金の支払期限を **4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・ 6月検針分の託送供給料金の支払期限を **3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・ 7月検針分の託送供給料金の支払期限を **2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・ **8月検針分の託送供給料金の支払期限を1か月間延長**

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいた託送供給依頼者は、自動的に変更いたします。

- ※3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（3月25日）以降のものに限ります。
- ※4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

3. 特別措置の申込方法

特別措置のご相談、お申込みについては、専用WEB受付からお手続きいただきますようお願い申し上げます。

また、WEBでのお申込みができないお客さまにおかれましては、お電話でのお申込みも可能です。なお、電話が繋がりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（1）WEBでのお申込み

「新型コロナウイルスに伴うガスならびに電気料金特別措置のお申込」

<https://vivrr.tokyo-gas.co.jp/contact-detail/55>

注：WEBでのお申込みにあたっては、「お客さま番号」が必要となりますので、お手元に「ご使用量のお知らせ」（検針票）等をご用意ください。また、当社公式ホームページからのお申込み方法については別紙をご確認ください。

（2）電話でのお申込み

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

なお、託送供給依頼者におかれては、当社託送受付センターまでご連絡ください。

2020年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社
広報部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いガスならびに電気料金の特別措置について公表^{※1}しておりますが、3月19日および4月7日の経済産業省からの要請等を踏まえ、以下のとおり、追加対応を実施いたします。

なお、今回の対応にあたり、6月22日、経済産業大臣に「指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、本日、認可を受けました。

- ※1 3/19 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200319-01.pdf>
4/24 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200424-01.pdf>
5/13 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200513-01.pdf>

記

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{※2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

※2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容（太字は5/13 公表からの追加事項）

(1) お客さまへの対応

- ①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）
- ・2月^{※3}、3月、4月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
 - ・5月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
 - ・6月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
 - ・**7月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を1か月間延長**
- ②電気料金
- ・2月^{※3}、3月、4月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
 - ・5月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
 - ・6月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
 - ・**7月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を1か月間延長**

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に変更いたします。

(2) 託送供給依頼者への対応

- ・2月^{※3}、3月、4月検針分の託送供給料金の支払期限を**4か月間延長（従来3か月間延長）**
- ・5月検針分の託送供給料金の支払期限を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・6月検針分の託送供給料金の支払期限を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・**7月検針分の託送供給料金の支払期限を1か月間延長**

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいた託送供給依頼者は、自動的に変更いたします。

- ※3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（3月25日）以降のものに限ります。
- ※4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

3. 特別措置の申込方法

特別措置のご相談、お申込みについては、専用WEB受付からお手続きいただきますようお願い申し上げます。

また、WEBでのお申込みができないお客さまにおかれましては、お電話でのお申込みも可能です。なお、電話が繋がりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(1) WEBでのお申込み

「新型コロナウイルスに伴うガスならびに電気料金特別措置のお申込」

<https://vivr.tokyo-gas.co.jp/contact-detail/55>

注：WEBでのお申込みにあたっては、「お客さま番号」が必要となりますので、お手元に「ご使用量のお知らせ」（検針票）等をご用意ください。また、当社公式ホームページからのお申込み方法については別紙をご確認ください。

(2) 電話でのお申込み

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP 電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

なお、託送供給依頼者におかれては、当社託送受付センターまでご連絡ください。

2020年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社
広報部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げますとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、3月19日、4月24日に新型コロナウイルス感染拡大に伴うガスならびに電気料金の特別措置について公表^{※1}しておりますが、3月19日および4月7日の経済産業省からの要請や緊急事態宣言の延長等の状況を踏まえ、以下のとおり、さらなる追加対応を実施いたします。

なお、今回の対応にあたり、5月12日、経済産業大臣に「指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、本日、認可を受けました。

※1 3/19 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200319-01.pdf>
4/24 公表 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200424-01.pdf>

記

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{※2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

※2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容（太字は4/24公表からの追加事項）

(1) お客さまへの対応

- ① ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）
 - ・ 2月^{※3}、3月、4月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
 - ・ 5月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を2か月間延長
 - ・ **6月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を1か月間延長**
- ② 電気料金
 - ・ 2月^{※3}、3月、4月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
 - ・ 5月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を2か月間延長
 - ・ **6月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を1か月間延長**

なお、既に2月、3月、4月検針分の支払期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に「3か月間延長」に変更いたします。

(2) 託送供給依頼者への対応

- ・ 2月^{※3}、3月、4月検針分の託送供給料金の支払期限を**3か月間延長（従来2か月間延長）**
- ・ 5月検針分の託送供給料金の支払期限を2か月間延長
- ・ **6月検針分の託送供給料金の支払期限を1か月間延長**

なお、既に2月、3月、4月検針分の支払期限の延長をお申込みいただいた託送供給依頼者は、自動的に「3か月間延長」に変更いたします。

- ※3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（3月25日）以降のものに限ります。
- ※4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

3. 特別措置の申込方法

特別措置のご相談、お申込みについては、専用WEB受付からお手続きいただきますようお願い申し上げます。

また、WEBでのお申込みができないお客さまにおかれましては、お電話でのお申込みも可能です。なお、電話が繋がりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(1) WEBでのお申込み

「新型コロナウイルスに伴うガスならびに電気料金特別措置のお申込」

<https://vivv.tokyo-gas.co.jp/contact-detail/55>

注：WEBでのお申込みにあたっては、「お客さま番号」が必要となりますので、お手元に「ご使用量のお知らせ」（検針票）等をご用意ください。また、当社公式ホームページからのお申込み方法については別紙をご確認ください。

(2) 電話でのお申込み

東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP 電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

なお、託送供給依頼者におかれては、当社託送受付センターまでご連絡ください。

2020年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置の追加対応について

東京ガス株式会社
広 報 部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

東京ガス株式会社は、3月19日に新型コロナウイルス感染拡大に伴うガスならびに電気料金の特別措置について公表^{※1}しましたが、経済産業省からの要請等を踏まえ、支払い猶予期間の延長ならびに対象月の拡大を実施いたします。

なお、今回の対応にあたり、4月21日、経済産業大臣に「指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、本日、認可を受けました。

※1 <https://www.tokyo-gas.co.jp/important/20200319-01.pdf>

記

1. 適用対象（変更なし）

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{※2}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

※2 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容（太字追加事項）

(1) お客さまへの対応

- ① ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）
 - ・ 2月^{※3}、3月、4月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
 - ・ **5月検針分のガス料金の支払期限^{※4}を2か月間延長**
- ② 電気料金
 - ・ 2月^{※3}、3月、4月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
 - ・ **5月検針分の電気料金の支払期限^{※5}を2か月間延長**

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に「2か月間延長」に変更いたします。

(2) 託送供給依頼者への対応

- ・ 2月^{※3}、3月、4月検針分の託送供給料金の支払期限を**2か月間延長（従来1か月間延長）**
- ・ **5月検針分の託送供給料金の支払期限を2か月間延長**

なお、既に支払期限の延長をお申込みいただいた託送供給依頼者におかれては、自動的に「2か月間延長」に変更いたします。

- ※3 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（3月25日）以降のものに限ります。
- ※4 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。
- ※5 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

3. 特別措置の申込方法

特別措置のご相談、お申込みについては、WEBまたは当社お客さまセンターまでご連絡ください。

■WEB受付

「新型コロナウイルスに伴うガスならびに電気料金特別措置のお申込」

<https://vivr.tokyo-gas.co.jp/contact-detail/55>

■東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）

03-3344-9100（IP 電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00

日曜日・祝日 9:00～17:00

なお、託送供給依頼者におかれては、当社託送受付センターまでご連絡ください。

2020年3月26日
東京ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大に伴う
スミリンでんき・電気料金の特別措置に関するお知らせ[ご案内]

拝啓 時下ますますご清祥のことと存じます。日頃より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、東京ガス(株)(以下当社)におきまして、3月14日の新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改定案が施行されたことに伴い、経産省より電気料金の特別措置について要請を受けました。

つきましては、次頁以降において、当社よりリリースいたしました特別措置の御案内について転記させていただきます。本措置については当社にて住友林業(株)を代理事業者とし、販売しております「スミリンでんき」のご契約者様におかれましても対象となりますので、ご一読いただけますと幸いです。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

敬具

東京ガス株式会社
営業第二事業部 住設1G